

重要なお知らせです

事務連絡
平成29年6月23日

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）等
代表者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部長

平成28年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告の提出について

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の加算について、平成28年度（サービス提供月が平成28年4月から平成29年3月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

平成28年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出を行った全ての法人(事業所)
※サービス提供が無く実際の加算額が0円の場合も提出が必須です。

2 報告単位

届出を行った単位ごと（法人一括で届出を行った場合は法人一括で、事業所単位で届出を行った場合は事業所単位で実績報告を作成して下さい。）

なお、**本事務連絡は法人宛てに1通のみ送付しております。法人内で複数の届出を行っている場合は届出をしている各事業所へ情報提供していただきますようお願いいたします。**

3 提出期限

平成29年7月31日（月曜日）郵送必着

4 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードしてください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算に係る様式類」

→「**平成28年度実績報告（加算・特別加算）**」

5 留意点

（1）実績報告の提出について

年度途中に廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても、計画書を提出している場合には実績報告の提出が必要となります。

なお、実績報告書の提出を求める等の指導を行っているにもかかわらず提出を行わない場合、加算額以上の貸金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合があります。

(2) 八王子市の中核市移行に伴う書類提出先の一部変更について

平成27年4月1日から八王子市が中核市に移行しました。このことに伴い、書類提出先は、別添「書類提出の流れ」のとおりとなっております。提出先及び必要書類を十分に御確認の上、御提出をよろしく願います。

(2) 提出様式の変更について

平成27年度実績報告から提出様式を変更しておりますので、記入にあたっては別添の記入例を御確認いただき、御提出ください。

6 提出・問い合わせ先

(1) 東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善作業グループ（障害福祉）

電話：03-5320-4230

受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）

(2) 八王子市担当部署 （※八王子市へ提出する場合のみ）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7479

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）